

日本三景・松島の観光振興と旅館経営者

——大宮司雅之輔による観光鉄道への関与を中心として——

Development of tourism at the “Matsushima” as “Nihon Sankei”,
One of the Big Three Famous Seaside Resorts in Japan: Focusing on “Masanosuke Daiguji”,
the Proprietor of Hotel Chain, Who Promoted Several Railways for Tourists of “Matsushima”

小 川 功
Isao OGAWA

要 旨

旅館主が地域振興に大きく貢献した例は別府の油屋熊八など全国に数多く存在するが、油屋など一部の例外を除き必ずしも伝記等で事跡が解明されているわけではない。その背景には旅館業の多くが家業として個人経営の形態で運営され情報公開されることも少なかった事情もあろう。

今回取り上げた日本三景の一・松島の旅館主・大宮司雅之輔の場合、ご子孫が遺品たる書画骨董等の一切を瑞巖寺宝物館ほかに寄贈され、学術的な調査を経て数次にわたり同館で特別展を開催されて来たという希有な事情にあった。本稿では同館のこれまでの研究成果や『松島町史』等に依拠しつつ、大宮司が地元の観光振興を願って運輸業を中核とする地元企業の多くに役員・大株主等として積極的に関与した企業者史的側面を明らかにしようとした。

まず松島軽便鉄道では執行役員による仮装払込が発覚して免許失効、次に松島電車では経営不振のため債権者に軌条・車両等を競落され運行停止に陥るなど、彼が関与した企業の多くは期待された成果を生まなかった。相次ぐ不首尾にもかかわらず、彼はその後も松島を中心とする陸海の各種運輸業への関与を止めようとしなかった。一面で浮世絵等の収集家でもあった彼は独自の考え方に基づいて美術商から大量の書画を買ったという。関与した松島軽便鉄道、松島電車等はいわば習作の部類に入るわけだが、最後に本命視した宮城電気鉄道（現 JR 仙石線）は仙台と直結する本物の観光路線として成功を取めた。彼が損失も覚悟の上で最後まで地域の公益企業に関与をし続けた根底には明治末期宮城県から松島公園の委員を嘱託された際に開陳した彼の宿願たる松島振興策があったものと考えられる。なお地元銀行の再生等に私財を投じて尽力した大宮司の銀行家としての今一つの重要な側面の解明は別稿にゆずりたい。

はじめに

古来、松島は「丹後の天の橋立、安芸の宮島と合して日本の三景と称するもの」¹⁾とされ、日本を代表する景観の地位にある。明治43年の日英博覧会で宮城県は松島の景観を「大日本帝国三景ノ一 雄大ニシテ清趣ナル松島」²⁾(県庁 M43-0202)として紹介した。松島・塩釜地区には「此松島の沿岸にはパークホテル³⁾というのや其他大きな旅楼が峙って居る」⁴⁾といわれたように著名な旅館・ホテルが数多存在した。たとえば大正8年4月発行の写真帖『松島案内／松島・塩釜・仙台名所写真帖』には「旅館 重なる海岸にあるものは県営パークホテル、白鷗楼、松島ホテル、観月楼、東洋ホテル、鈴木屋等にして、塩釜には塩釜ホテル、海老屋、太田屋等なり」⁵⁾とあり、特にパークホテルと松島ホテルの全景写真〔写真-1〕を掲げている。

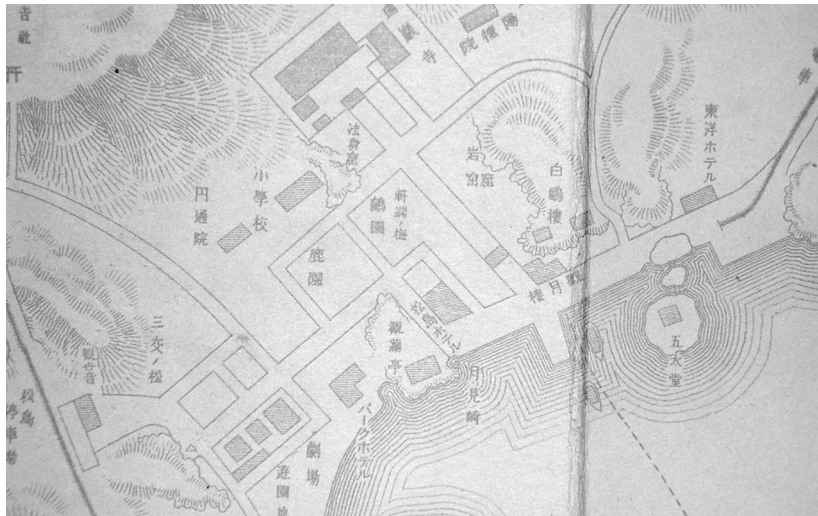


図-1 松島海岸平面図（『松島全景』昭和6年所収、筆者所蔵）

こうした諸旅館の中から同一の人物・大宮司雅之輔により経営された一大観光旅館チェーンであった松島ホテル、観月楼、白鷗楼を取り上げたい。筆者が目にした契機は著書『日本美の再発見』等で日本建築や文化の紹介者として知られる建築家ブルーノ・タウトが日記の中で松島ホテルに何度も言及しているからである。タウトは一面で、昭和初期に自ら宿泊した日本旅館の建築の良否はもちろん、提供された諸サービスに対する鋭い観光批評家でもあった。

本稿作成に当たっては松島電車⁶⁾の営業報告書等を全文『松島町史』に収録されるなど、町史通史編・観光部分の執筆者の斎藤鋭雄、後藤勝彦両氏の研究業績に負う所が多く、また種々ご教示・ご高配を賜った大宮司家の方々、優れた先行研究の引用・写真利用等を許可下さった上に種々有益なご指摘を多数頂戴した瑞巖寺宝物館の堀野宗俊、千葉千恵両氏に御礼申し上げたい。

1. 大宮司雅之輔経営の旅館・ホテル

明治44年発行の『旅館要録』には大宮司雅之輔の経営する旅館群の広告が記載されている。「松島海岸 * A 観月楼 館主大宮司雅之助(ママ) 和風三階建 ●陸上ヨリ松島ヲ眺メント欲セバ ●停車場ヨリ高城ヲ経テ富山ニ登リ ●大仰寺ノ庭ヨリスベシ実ニ雄大一幅ノ活画 (観月楼背面ノ山上) 松島ホテル 観月楼別館 和風二階, 三階建 ●有名ナル瑞巖寺, 法身窟 ●観瀾亭, 月見崎, 雄島 ●五大堂, 陽徳院, 独鈷水 ●円通院, 海無量寺, 瑪瑙羅漢等 ●皆何レモ此ノ海岸ニアリ 別館白鷗楼 ●天下ノ絶景日本三景ノ一 ●普ク人ノ知ル如ク古来幾多 ●詩人俳客ノ錦腸ヲ吐キシ処 宿料 五十五銭ヨリ一円五十銭 昼食 四十銭以上 (団体割引) 松島停車場前 支店観月楼」(要録, p74)

(1) 松島ホテル (松島海岸)

「大宮司善五郎墓碑銘」(足跡, p84 所収)には「又別起一大楼謂之松島保天留。保天留洋語旅館也」とあるが、初代の松島ホテルは明治36年版の『チェンバレン 日本帝国小史第七版』に「松島 松島ホテル」(略史, p60)として記載されている。40年6月発行の『マレー日本案内記第八版』にも「松島 松島ホテル (和式)」(略史, p90)として記載されていたが、40年焼失(町史Ⅱ, p287)し、大正2年頃には「建築中にて落成近きに在り」(松島, p117)、再建後の松島ホテル(松島町大字町内83番地)は海岸に面した木造三階建一部五階建入母屋造の堂々たる大建築でその大広間は260畳もあった。大正2年8月宮城県が洋式の松島パークホテルを設置、委託先として「東京築地精養軒主・北村重昌を最も適任者と認め」(公園, p185)、営業開始した直後の3年鉄道院が発行した『東亜案内日本編』⁷⁾には「松島パークホテル」(略史, p115)が記載され、松島ホテルの記載はない。和式にもかかわらず、松島ホテルがチェンバレン、マレー等の案内記に我が国のホテルとして他の著名ホテルともども記載されていた事実は松島パークホテル開業以前には松島ホテルが外人観光客に対しても相応のホテルとしての役割を果たしていたことを示している。県が中央資本に経営委託させる案に「仙台市の旅館中には大に反対する」(発展, p324) 向も多かった中で大宮司ら仙松興隆会(航跡, p37)の開明的な旅館主らは県の協議委員会に参加して「松島に立派な設備が出来ると云ふ事は大に喜ぶべき事」(発展, p324)として協賛する姿勢を見せた。

大正中期には松島ホテルは「自家用のモーターボート(6人乗り)3隻を配備」(航跡, p39)して客を集め専業者にも脅威を与え、鉄道省も「モーターボートは松島海岸にも、塩釜にもあり、一日貸切十人乗二十円、廻遊は其時間によって四時間八円、五時間十二円、六時間十五円」

(鉄旅 T13, p244) と紹介している。

昭和5年現在20室、畳数424、宿泊料3.5円～5.0円であった。(名鑑, p139) 以下著名人の松島観光の際の代表的な利用例を二三あげてみよう。



写真-1 松島ホテル全景(『松島案内/松島・塩釜・仙台名所写真帖』大正8年所収, 筆者所蔵)

① 渋沢栄一

大正6年11月渋沢栄一は「松島に上陸するや直に瑞巖寺に詣でて政宗公の尊像に敬意を表し幾多の書画什宝を参観した, それから松島ホテルにて午餐の膳に就く, 楼上より松島湾を一望した所は气象万千の大観である, 此松島の沿岸にはパークホテルというのや其他大きな旅楼が峙って居る, 伏見の行殿を移したる観瀾亭も附近に在る, 渋沢男は依頼によって五六枚の揮毫を試みたる後寒い北風を冒しながら約三十町の道を松島駅に出で, 同駅から福島へ向った」(巡記)が, 文中の渋沢栄一に揮毫を依頼した一枚が「大宮司コレクション」に収蔵され、『松島への足跡』に収録されている。(足跡, p68 所収) 大宮司が渋沢一行に同行し, 松島ホテルに案内, 揮毫を依頼した様子が新聞記事と収蔵品から裏付けられる。同じ大正6年秋には中央生命社長の前田利定にも揮毫を依頼し, 前田は「丁巳早秋 為大宮司君」(足跡, p68 所収)と添え書した。堀野宗俊氏は「大宮司コレクション」の特色として「松島を訪れた著名人への揮毫依頼…は当時松島随一の旅館を経営していた翁でなければ成し得ぬ方法で…そのまま松島の観光史を彩るといふ特質を持っている」(白鷗I, p4) と的確に指摘している。

② アインシュタイン

大正11年12月3日日本滞在中の43歳のアインシュタインは開業間もない大崎水電後の松島電車で五大堂前に下車, 大宮司雅之輔の案内で松島ホテルで休憩, 周囲で最も高い位置にある白鷗楼の「四阿(あずまや)」から十三夜の月を観賞し「松島の空に上った月の姿を眺めて感激の声を放」(T11.2.5 河北) ったと地元新聞に報じられた。アインシュタインを案内する大宮司

の当時の写真も残されている。

③ブルーノ・タウト

ブルーノ・タウトは少なくとも三度⁸⁾は松島ホテルを利用している。ブルーノ・タウトの日記①「一九三三年十一月十八日…松島に着く、松島ホテルは五十年前に建てられた大きな建築である。そこの広間には版画や絵画が数多く蒐集されていた。なかんづく歌麿の見事な版画、二幅の掛物も彼の作だと言われている。夥しい絵もここでは少しも煩わしくない。写楽の版画は貴重なものだ。それから剣持氏のお祖父さんの描かれた掛物が四幅あった。部分的には非常に美しい。…」(雑記, p283)

日記②「一九三四年二月二十三日…松島ホテルで昼食、児島氏とともに居るのは楽しい。相互の理解はたやすくかつ自由である。これこそ模範的な会合だ…」(雑記, p285)

日記③「一九三五年五月二十八日午後四時四十五分松島駅。自動車で松島ホテルに赴く(このホテルには絵画がたくさんある。大方は安手の複製であるが、しかし広間の陳列は排列がまとまっていてなかなかよい)。それから観瀾亭を観る…」(雑記, p286)

日記①の「剣持氏」とは当時タウトに師事していた剣持勇(インダストリアルデザイナーとして著名)で、彼の実家の宮城県野蒜は大宮司の夫人の出身地でもあった。松島ホテルを何度も訪れたタウトと大宮司家との交流の深さをうかがわせる記述であろう。

日記③を同じ訳者の『日本美の再発見』では日記④「午後四時四十五分に松島駅に到着。バスで松島観光ホテルに行く(このホテルはおびただしい絵画を蔵し、おおむね安手の複製であるが、大広間に陳列してあるものは、排列がまとまっていて、なかなかよい)。それから観瀾亭を訪れた…私はこれで三度目である」(再発見, p111)と、松島観光ホテルに改訳されている。

大宮司が東京あたりの道具市で買い立てた荷が次々に到着する都度、何千円、何万円もの支払いが発生したが、本人は「志の高い収集家が松島に居ると思わせれば自然によい物が集まるものだ」との強い信念を持って収集を続けた。

松島ホテルの法人利用の一例として、大宮司が長らく監査役を務めていた松島電車は定時総会を松島町の中心部に位置する松島ホテルで開催するのを恒例としていた。大宮司が収集した版画や絵画が数多く飾られた大広間あたりが使用されたのであろう。外人向けの宿泊専門の松島パークホテルではなく、大広間を擁する松島町内最大規模の松島ホテルが町内の集会所としても機能していたことがうかがえる。しかし昭和20年9月15日GHQ東北方面司令部に接收され(白鷗I, p4)、松島ホテルに住んでいた勝五郎夫妻はやむなく山上の白鷺楼に移住した。接收直後の9月20日失火により焼失(白鷗I, p4)、タウトが観賞した浮世絵の貴重なコレクションも多くが焼失した。

昭和33年松島公園事務所長の文書では松島町大字町内83番地の「大宮司勝五郎より…新築の願いが提出されたので調査致したところ、該所は仙台～八戸間二級国道に面し…駐留軍に

接収されていた松島ホテルが焼失し、現在迄焼跡となっていた跡地（県有貸付地）にホテルを再建築するもので、海岸地帯が整備されつつある現在、新築しても何等支障なきものと史料されます故、許可されるよう御詮議願います⁹⁾となっている。同様に鎌倉海浜院ホテルや宮島ホテル¹⁰⁾も米軍が接収中に失火により焼失している。当時のホテルの利用方法等にも問題の原因があるが、米軍の接収資産の受託責任意識の基本的欠如が多く、貴重なホテルの焼失を招いたことは敗戦国民として誠に断腸の思いである。

規模は小さくなった姿で再建された松島ホテルは約20年間営業し、収容人員40人の数値は昭和58年まで記載（町史Ⅱ，p281）されているが、現在は建物を取り壊して駐車場となっている。

なお旧松島駅前初原には松島ホテルの駅前案内所の建物があり、昭和3年では畳数16の観月楼支店として大宮司善治の名義（町史Ⅱ，p231）、昭和5年では4室、畳数32、宿泊料1.5円～2.0円で支店として営業中であった。（名鑑，p139）

（2）旅館観月楼（松島海岸）

観月楼は瑞巖寺総門の東側に位置する。現存する3階建、瓦葺の建物は明治前期の建造とされる。（白鷗Ⅲ，p18）昭和5年では21室、畳数170、宿泊料2.0円～3.0円（名鑑，p139）

江戸時代の名称は伊能忠敬ら著名人も宿泊した「扇屋」（町史Ⅱ，p285，白鷗Ⅲ，p18）で、明治26年7月28日26歳の正岡子規が松島を訪れ、観月楼で「真夏の十六夜」の句を残した。野崎左文は明治30年7月『改正 漫遊案内』の中で松島の「旅店は観月楼を第一とし、海岸に三層楼を築き客室数十を備ふ。其他松島館（此館今は倶楽部となれり）、加賀三亭、鈴木屋等ありて、皆傍ら料理を兼業とし、宿料は一泊三十五銭を定めとす¹¹⁾とした。大正2年9月の松島公園経営記念大会の際の観月楼を含む海岸前の写真が『松島町史Ⅱ』通史編，p227に掲載されている。観月楼には雅之輔夫妻と孫の雅一郎が住んでおり、雅一郎はここで祖父からじきじきに厳しく教育された。

昭和32年では観月楼（電話松島局五五）（年鑑，p2-85）、36年では「丸ク 観月楼 電話55 松島海岸 室数12 人員30 宿泊料800～2000」（東北，p11）として営業、収容人員31人の数値は昭和48年まで記載（町史Ⅱ，p281）されているが、大宮司合資会社は平成5年7月17日会社の目的の「不動産の売買及旅館業」を「売店の経営」に変更（商登）、現在は大宮司雅之輔の孫の故大宮司雅一郎氏ご家族の経営する大宮司合資会社（株式会社大宮司）の土産物店になっているが極力建築当時の姿を残した由である。観月楼の土蔵にあった雅之輔の蒐集品は瑞巖寺宝物館および仙台市博物館（浮世絵）に寄贈された。

(3) 旅館白鷗楼（松島海岸）

白鷗楼は観月楼の背後の大観山と称する小高い丘（松島町大字町内98番3）にある別館の木造2階建の純日本式旅館で、「貴賓館」（陸前松島エハガキ）という位置付けにあった。「倶楽部」¹²⁾として使用されていた旧松島館の建物を移築して（町史Ⅱ，p224）明治41年大宮司雅之輔が造営した。（足跡，p26）鉄道院が「観月楼後の大観山も亦眺望の勝を以て聞えて居る」（鉄旅T5，p196）と紹介する名勝地で、堀野宗俊氏による「白鷗楼の記」（明治42年）の読み下し文には「伊藤博文公此楼によりて白鷗と名づく。こは大宮司雅之輔ぬし夙くえらみて今建設する所なり。山上別に貴賓館あり。去年我が皇太子殿下東迎の折臨啓を辱うし、今年韓国太子観光の途次玉歩をととめらる。爾來四方の紳士淑女松島に遊ぶ者ハ必ここに於て絶勝を賞せざるなし」（足跡，p84）と由来を記している。白鷗楼への昇降は観月楼の東脇にある専用の階段から行われた。（白鷗Ⅲ，p18）

「松嶋大観山白鷗楼」のエハガキにも「観月楼の背後にあり眺望絶佳なり。大観山は徳川慶喜公の命名にして、白鷗楼は故伊藤博文公の命名なり。曾て今上陛下韓太子殿下の行啓あり。山上勅使の松及各宮殿下御手植の松あり」とある。伊藤博文の揮毫になる「白鷗楼」扁額が掲げられていた。（足跡，p26）昭和5年では7室、畳数74、宿泊料3.5円～7.0円であった。（名鑑，p139）

昭和32年では白鷗楼（電話松島局九，二九）（年鑑，p2-85），36年では「丸ク 白鷗楼 電話29 松島海岸駅500m 室数7 人員32 宿泊料1200～2000」（東北，p11）で営業中で、収容人員30人の数値は昭和55年まで記載（町史Ⅱ，p281）されているが、休業後の平成13年に降り取り壊された。（足跡，p26）大宮司家でも白蟻の被害のためにやむなく取り壊しを決断、白鷗楼の別館・貴賓館のみ現存している。

2. 経営者・大宮司雅之輔

(1) 養父・大宮司善五郎

大宮司家は先祖が百数十年前に松島に移住し、瑞巖寺の門前で商売をはじめたと伝えられる。嘉永4年（1851年）の芭蕉の文碑の世話人には「大宮司善右衛門」（現観月楼）「最上屋」などの名がある。大宮司善五郎は大宮司雅之輔の養父、明治18年では松島村の酒小売・旅人宿（県庁M18-0042）、五明楼を買収して観月楼と改称した。¹³⁾ 旅館観月楼と別館の「松島保天留」の経営者、「大宮司善五郎墓碑銘」は「君天資任侠勇於義…」（足跡，p84所収）とその人柄を伝えている。明治21年9月11日渡辺為治郎著『松嶋真景全図』を刊行（足跡，p55），28年7月12日まで松島区長（資料，p1408），31年4月まで松島区選出の松島町会議員（資料，p1390）などの公職を歴任し，31年9月6日松島町内83番の宅地を養子の大宮司雅之助（台帳）に譲与し，

32年8月25日死亡, 享年60(足跡, p84)

(2) 大宮司雅之輔

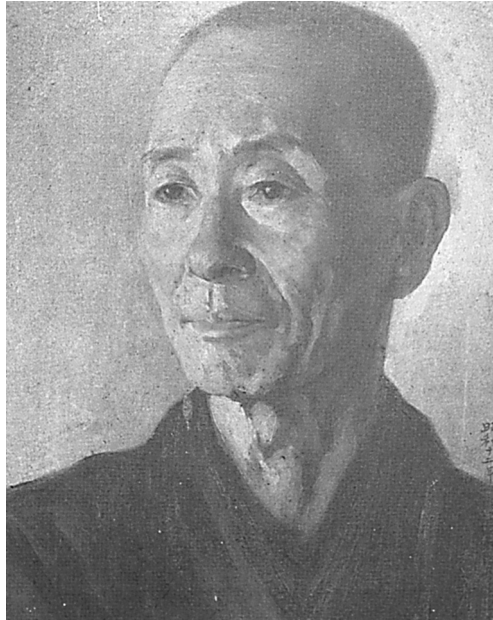


写真-2 大宮司雅之輔の肖像画(和田英作筆,『白鷗楼文庫 II』平成9年所収)

大宮司雅之輔は慶応3年2月13日¹⁴⁾宮城県武者円蔵の長男に生れた。(人事, タ p55)「大宮司善五郎墓碑銘」に「妻叔父円蔵」(足跡, p84 所収)とあるように武者家¹⁵⁾は大宮司家とはもともと深い縁戚関係にあった。

実子のない大宮司善五郎の妻の姪・志野きく¹⁶⁾と結婚し, 大宮司善五郎の養子となり, 明治31年9月6日松島町内83番の宅地を大宮司善五郎から譲受(台帳), 32年分家した。(人事, タ p55)34年4月から(資料, p1391)昭和8年4月まで松島町会議員, 松島海岸の初代郵便局局長(白鷗I, p1)などの公職・名誉職を兼ねたが, 事業関係の年譜は[表-1]の通りである。

[表-1] 大宮司雅之輔年譜(事業関係)

明治28~31年『衆議院選挙人名簿』
38年『松島地区衆議院選挙人名簿』には「宿業 大宮司雅之輔 三十九歳…宿業」(町史II, p328)
39年 大泉梅治郎(大泉本館・仙台ホテル・塩釜ホテル館主), 太田与八郎(注5参照)らと仙松興隆会代表(航跡, p37)
43年3月1日宮城県知事より「松島公園経営案調査ノ為…御意見ヲ拝聴シ尚経営上御尽力ヲ煩度」(「案一」内務部長, 明治43年2月17日, 県庁 T2-0097)として松島公園経営協議委員を嘱託
43年4月松島公園経営協議委員会の第一部常設委員を嘱託(公園, p63)

44年鈴木新次郎（鈴木屋館主）、大宮司運蔵〔後の松島区長（資料、p1408）〕、高橋孝蔵〔高橋幸蔵は旅館玉屋の経営者（町史Ⅱ、p231）〕、中里政次とともに「買取土地所有者総代委員」

45年3月18日遊佐寿助〔塩釜町、宮城電気鉄道700株主（町史Ⅱ、p346）〕、大浦石次郎（塩釜町）、渋谷甚之丞（松島村磯崎10番地）、佐藤梅三郎（松島村高城181番地）、鈴木駒之助（松島村高城157番地）らと松島軽便鉄道追加発起人（「軽便鉄道敷設出願者加名願」明治45年3月28日、院3A-13-2）

大正2年9月11日松島軽便鉄道初代取締役就任（商登）

8年8月設立の仙台市街自動車監査役（要T11、p12）

9年8月には青葉銀行発起人として「宮城県宮城郡松島村松島八十三番地 大宮司雅之輔」「資産三〇〇、〇〇〇円負債…国税納額三四四円〇〇〇」「現松島郵便局長ニシテ一方旅人宿業ヲ営ム」（「発起人ノ資産身上ニ関スル事項」県庁T12-0004）

9年11月末で太平炭礦の200株主（太平炭礦第2回営業報告書、p14）

11年では宮城電気鉄道、松島電気鉄道、松島湾汽船各取締役、青葉銀行、青葉農林、東北殖林、東北印刷、仙台市街自動車、潜ヶ浦石材各監査役を兼務（要T11役中、p37）、松島ホテル、旅館、所得税209円、営業税130円（紳T11、p10）、さきに「松島電気鉄道、東北印刷、潜ヶ浦石材各会社重役たり」（人事、タp55）

12年5月末で太平炭礦80株主（太平炭礦第七回営業報告書、p13）

13年2月15日松島電車初代監査役就任（松島電車「会社設立届」大正13年2月21日県庁T15-0194）

15年1月調査では雑新前開業の旅館、正味身代未詳、商内高未詳、取引先の信用の程度5段階の中位Ca、大正13年の所得税791円（商信T15、p10）昭和初年 黒川軌道発起人（中村綱吉らと）（町史Ⅰ、p700）

昭和3年では松島電車監査役、持株は500株未満（鉄軌、p55）、宮城電気鉄道取締役、持株は⑤1,000株以上（鉄軌、p52）

昭和9年では塩釜文化住宅取締役（諸S10下、p229）

昭和10年ころには「松島ホテル、観月楼各経営、旅館業」（人事、タp55）、税225円、松島電車監査役をはじめ宮城電気鉄道、塩釜文化住宅、松島湾汽船、東北商工各取締役、昭和土地、潜ヶ浦石材、東北無尽各監査役を兼務していた。（諸S10下、p229～238）

若くして瑞巖寺檀徒総代に推された大宮司雅之輔は先祖以来瑞巖寺総門の門前で商売させていただいていることはもちろん、元來信仰心が強く、末寺の葦航寺の堂宇再建に尽力したり、松島公園保勝会（白鷗Ⅰ、p1）などに寄付をした。このほか県発行の『松島大観』編纂に全面協力するなど、瑞巖寺を中核とする地域の発展に尽力したいという気持がことのほか強かった人物であったと筆者は判断した。

大宮司雅之輔は渡辺万次郎、小林房太郎らとの松島研究会、仙台の郷土史談会等の会員として、『趣味の松島』（仙台星文館書肆、昭和10年）に松島の寄稿を行ったり、講演をする一方、当時のコレクターたちのサロン「是心会」（白鷗Ⅱ、p19）の有力メンバーとして歌川豊国、歌川国芳等の浮世絵を収集、東京の美術商から美術品を買い続けた。松島によい物を展示するためとの強い信念から生涯精力的に収集し続けた彼の一大コレクションのうち焼失を免れたものは経営した旅館名に因む「白鷗楼文庫」として瑞巖寺宝物館に、「大宮司コレクション」（浮世絵）として仙台市博物館に各々収蔵されている。大宮司雅之輔は昭和20年1月27日死亡した。（享

年79)

(3) 大宮司合資会社

大宮司合資会社は松島ホテル、旅館観月楼、白鷗楼、松島ホテル支店(駅前)の4事業所を経営(名鑑, p139)するため大正14年4月3日設立された。(商登)¹⁷⁾ その後大宮司合資会社(代表社員は平成19年まで大宮司雅之輔の孫の大宮司雅一郎)は株式会社大宮司に改組された。(足跡, p103)

3. 大宮司雅之輔の松島振興論

大宮司が地元・松島の観光振興についてどのような考えを持っていたのかに関して宮城県庁行政文書に残された彼自身の意見書を提示したい。宮城県は明治末期に「松島村大字松島沿海一帯の地区ハ其施設ニ最モ急ヲ要スルモノアリ…俗悪ナル市街ヲ改正シテ名実相叶フモノヲラシメ、加之慰安娯乐的ノ各種施設ヲ完成シテ幾多ノ観光者ヲシテ雄麗ナル風韻ニ接セシムルト同時ニ、数日間安ムシテ探勝セシムトスルモノニシテ、此ノ必要ヨリ字町内、浪打浜、仙随、普賢堂ノ四字ニ存スル土地ヲ買取シテ之ヲ公園ニ編入セン」¹⁸⁾と計画した。このため宮城県知事は明治43年3月1日「松島公園経営案調査ノ為…御意見ヲ拝聴シ尚経営上御尽力ヲ煩度」¹⁹⁾として松島公園経営協議委員²⁰⁾を嘱託した。

委員に選任された大宮司雅之輔が経営協議委員会に提出した「松島鉄道ニ関スル意見」²¹⁾は「遊覧地トシテノ松島経営ヲ完成セントスレバ先ツ鉄道停車場ト松島海岸トノ距離ヲ出来ル丈ケ短縮セサルベカラス…若シ鉄道停車場ニシテ海岸ニ接近シテ設ケラレアランニハ遊覧ノ旅客今日ニ数倍スルヤ論無キナリ」として「願ハ松島経営調査会ノ決議ヲ以テ政府ニ請願シ、線路一部ノ変更²²⁾若シクハ支線ノ敷設ヲ実行スルニ至ランコトヲ」とした。そして支線の具体的ルートとして松島停車場から新橋、高城川堤防、松島橋、「瑞巖寺後方ノ田圃ニ出テ日吉山王神社付近導引阪ヲ掘下、＜眺＞浪坂ニ出ツル道路ニ出ツ。停車場ハ同所ニ設ケラルルヲ至便トスヘシ」と候補地まで提起した。「斯クスレバ畜ニ遊覧者ノ為ニ至便ナルノミナラス松島ニ停スル旅客ヲシテ心理的ニ一層高度ノ美感ヲ生ゼシムルヲ得ン」と結論づけた。大正3年12月8日の宮城県議会の同趣旨の建議(資料, p1308)に数年も先行するもので建議の根源をなすものであろう。

次の「第一部大宮司雅之輔意見」と付記された「松島湾保護ニ関スル意見」(県庁 T2-0097)は①堤防の構築、②浚泥の滲以外への投棄、③海鳥乱獲の厳禁、④湾内簀巻設置の制限、⑤牡蠣養殖方法の改善の五項目からなり、大宮司の性格をよく示す好資料と思われる。「松島ノ美ハ主トシテ島嶼ノ布置、松樹ノ姿態及ヒ湾内ノ清波ニアリ」とし、特に「湾内ノ潮水」は「実ニ憂慮ニ耐ヘザルモノアリ、宜シク速ニ湾内保護ノ策ヲ講セサル可カラス」と主張した。その原

因として大宮司は①「湾内ニ流入分布スル泥沙ノ蓄積」と②「海草ノ繁茂密生」に求めた。「往時湾内ニアリテハ禁猟ノ制アリシ為メ、海鳥群集シテ浮島ノ観ヲ呈セシ程…維新後ハ殆ント海鳥ノ跡ヲ絶ツト共ニ海草ハ益々密生繁茂スルニ至リシナリ」と断じた。かくて「松島湾内保護ノ為メ左ノ五項ヲ実行スルヲ必要」とした。④と⑤は地域の主要産業である漁業にも松島湾の美観保護の観点から制限を設けよと主張するもので、「個人ノ簞巻ノ如キハ絶対ニ之ヲ禁スルヲ可トス」と断定した。旅館業者として主要な食材仕入先であり、また漁民に土地を貸していたりするなど漁業関係者との緊密な関係を有していた大宮司としてはかなり大胆な意見といえよう。また「近年名産ノ一ニ数ヘラルルニ至リシ」松島湾の牡蠣の養殖への制限も観光業者の立場からは痛し痒しの面がある微妙な問題をはらんでいた。しかし大宮司は日頃から松島湾の自然を極めて冷静に観察し、環境の変化を土地の「故老」からも「五十年前迄ハ干潮時尙長サニ尋ノ鰻搔ヲ用ヒ捕魚ニ従事セシモノ舟ヲ要セズうさねニテ泥ヲ渡リツツ鰻ヲ搔キ得」たなどと熱心に聞き取って回った。その調査結果として「松島ノ美観ヲ損シ、湾内ニ悪変化ヲ与フル」要因と考えた項目には自己の利害得失に関わらず大胆に改善案を提起したものと考えられる。大宮司は几帳面な性格で、独特の字体で丹念に日記を付けていたといわれるので、日頃から漁師に聞いたことなどを細かく書き留めていた調査の成果でもあろう。

第二部～第五部の委員会での議論は「口頭報告済」として取り扱われたなかで、大宮司委員が提出した上記の両意見は「一応供覧 内田⑩

第一部ノ一課委員大宮司雅之輔提出意見…」として寺田知事に供覧され、寺田⑩も押された。おそらく事前に書面で自己の意見を取り纏めて来たほど熱心な委員は大宮司一人であったのかもしれない。一旦は「数寄屋風の旅館を建設するに決し」(公園, p163) ながら、大正2年5月15日の委員会で「日本館ノ建築ハ延期スルヲ可トス」(公園, p65) の方向に転換した理由は「尙早の議起りしと、松島には相当旅館建設者出しとにより工事を中止」(公園, p163) とされるが、大宮司らの意見が反映された結果かも知れない。しかし大宮司の「松島湾保護ニ関スル意見」の方は『松島公園経営協議委員会答申』の第一部の三「魚介族濫獲ノ制限」(公園, p28) 等に十分に反映されたが、「松島鉄道ニ関スル意見」の方は委員会で検討するには時間が必要などといった理由で十分に議論された節は窺えない。

「土地所有者ニシテ松島村居住ノモノ別紙ノ通り有之候ニ付、買取着手ノ順序トシテ是等ヲ一堂ニ会セシメ、公園経営ノ趣旨ヨリ買取ノ已ムヘカラザル所以ヲ説明シ各所有者ヲシテ買取セラルルノ已ムナキヲ自覚セシメタル後協議ヲ為スニ於ルハ進行上便益不虧ト認ムルニヨリ」²³⁾ として、明治44年1月6日宮城県山林課長の馬場得枝は松島村の村長虎川忠之助の同行の下、「買取土地所有者総代委員大宮司雅之輔外四名」²⁴⁾ を県庁に出頭させた。松島公園経営協議委員会での大宮司の提案を踏まえた上で宮城県山林課長馬場得枝²⁵⁾ は大宮司も出席した買取土地所有者総代委員会の席上、次のように論じた。

「或ハ停車場ヲ此海岸付近ニ移転セシムベシトノ意見ヲ述ベタル人モアリシカ…夫ハ大ナル誤リナリ。今日此海岸ヨリ一里ヲ隔テテ停車場ヲ設ケタルトキハ誠ニ能ク考究シタルモノナリ。若シ海岸ノ付近ニ接近シテ夜トナク昼トナク汽笛ヲ鳴サンカ、折角閑日ヲ楽シマントスル西洋人ノ如キ非常ニ是等ヲ忌ムモノニシテ全ク策ノ得タルモノニ非ラスト云ヘリ。夫レ或ハ然ラン」²⁶⁾ として築地のメトロポールホテル²⁷⁾ が「往復スル汽船昼夜ノ別ナク汽笛ヲ鳴ラスヨリ外人ノ嫌フ所トナリ、遂ニ解散スルノ已ムナキニ至レリ」²⁸⁾ との技師しか知り得ない例を挙げ、「故ニ停車場移転ノ如キハ到底行フベクモアラザルニヨリ、自然道路ヲ拡張スルノ要アルベキヲ以テ、夫レ等ヲ考ヒ道路ヨリ三間ノ距離ヲ隔テテ建ツルハ差支ナカランモ、夫ハ各自移転者ノ仕事ニシテ県ニ於テ埋立テタル上ニ貸付ト云フ事ハ為シ能ハス」²⁹⁾ と県による代替地案ともども大宮司の提案を再度拒否した。

後年に松島電車が終点を観瀾亭まで海岸埋立の道路上を延長しようと出願した際に、勸業課長は「本件ハ風致ヲ害スルノミナラズ遊覧者ノ逍遥区域ヲ遮断減縮ヲ来スハ勿論、遊覧者ニ危険ヲ及ホスノ虞アリテ、公園経営上障碍ヲ来ス虞アリト被認ヲ以テ同意難致」³⁰⁾ と猛反対した。技師が書き課長が削除した原案には「当初電車敷設ニ際シ、現在ノ位置ヨリ延長ヲ得サル条件ノ下ニ承諾ヲ与ヘタルモノ」³¹⁾ と、公園担当課が当初から松島電車敷設に厳しい態度をとっていたことが判明する。

4. 松島軽便鉄道（松島電気鉄道）への関与

松島軽便鉄道は『松島町史』「幻の鉄道」(町史I, p699～)の項目にも記載がないので、ここで詳しく紹介したい。明治43年2月大宮司の「松島鉄道ニ関スル意見」が松島公園経営協議委員会に提出され、十分な配慮をされなかった2年後に松島海岸への鉄道計画が進行する。すわち大宮司は45年3月18日遊佐寿助、大浦石次郎[塩釜町65, 松島電気鉄道監査役のみ(諸T5職, p65)], 渋谷甚之丞(松島村磯崎10番地), 佐藤梅三郎(松島村高城181番地), 鈴木駒之助(松島村高城157番地)らと松島軽便鉄道追加発起人³²⁾となった。

松島軽便鉄道は当初仙台市の今野軍治ほか6名による「軌道布設ヲ軽便鉄道ニ変更出願ヲ為シタルモノ」³³⁾で、寺田宮城県知事は「県ニ於テハ目下松島公園施設経営中ニ有之、数年ノ後ハ遊覧者ノ数今日ニ数倍スベク、特ニ風浪ノ際ニハ海路ヲ嫌忌スルモノ有之候ニ付キ陸運機関ノ必要ヲ被認候…公園内ハ風致林ナルヲ以テ線路選定ハ県ノ許可ヲ受ケシムル命令条件ヲ付シ御許可相成度」³⁴⁾と条件付きながら賛成した。45年3月18日塩釜～松島間8哩00鎖を軌間2呎6吋の軽便鉄道として免許された。所在地は仙台市榴ヶ岡、資本金は20万円であった。³⁵⁾

松島軽便鉄道は大正2年9月16日仙台市公会堂で創立総会を開き(司法), 資本金20万円で設立,[表-2]のように役員を選出, 大宮司は初代取締役役に就任した。(商登)

〔表一 2〕 松島軽便鉄道・松島電気鉄道役員一覧

社長多田勇三郎 千駄ヶ谷町原宿 210, 大正 3 年 11 月調査では 13 年前開業の電球, 正味身代負債, 商内高 5,000 ~ 1 万円, 信用の程度 Da(少), 所得税…(商信 T3, p221)
専務石井義志 東京市浅草区諏訪町 4, 東京食糧貿易取締役 (要 T11 役上, p46)
常務富田春之進 仙台市土樋 265, 松島電気鉄道取締役 (帝 T5 職, p50) 仙台市街自動車, 岩手鉱業各監査役, 松島電気鉄道取締役 (要 T11 役上, p115), 青葉軌道発起人 (守屋論文, p40)
取締役大宮司雅之輔 (〔表-1〕参照)
丸山和太郎 東京市神田区鍋町, 松島電気鉄道取締役のみ (帝 T5 職, p186, 要 T11 役中, p215)
鈴木金興 塩釜町字台 2, 大正 2 年 9 月松島軽便鉄道初代取締役, 松島電気鉄道取締役のみ (要 T11 役中, p251)
田中福松 東京市神田区多町 1 丁目 84, 松島電気鉄道取締役のみ (帝 T5 職, p109), 同取締役, 東洋塗織工業監査役 (要 T11 役中, p26)
今野軍治 仙台市東三番丁 23, 松島軽便鉄道発起人総代, 松島電気鉄道取締役のみ (要 T11 役上, p40)
土屋忠夫 仙台市東二番町 78, 松島軽便鉄道発起人・初代取締役。松島電気鉄道取締役のみ (帝 T5 職, p130, 要 T11 役中, p79)
監査役大浦石次郎 塩釜町 65, 明治 45 年 3 月大宮司らと松島軽便鉄道追加発起人 (「軽便鉄道敷設出願者加名願」明治 45 年 3 月 28 日院 3A-13-2), 松島電気鉄道監査役のみ (帝 T5 職, p65, 要 T11 役上, p145)

(資料) 松島軽便鉄道商業登記簿 (『鉄道院文書 松島軽便鉄道』所収) を基に会社録等で補足

発起人らは「大正二年中宮城県又ハ東京市ニ在リテ株主ヲ募集」(司法) したものの成果があらざ、2 年 5 月総理大臣宛に「其後一般経済界ノ沈静等ノ為メ株式募集ニ日時ヲ要シ候」³⁶⁾と延期願を提出したが、実は「第一回ニ払込マルヘキ株金二万円ニ対シ、現実ニ払込マレタル額ハ僅ニ金四千六百余円ニシテ、残額金一万五千三百余円」(司法) は「会社創立ニ際シ約束手形ヲ以テ払込ニ充用スルコトヲ認容シ、払込ト見做シ処理シ来リシ為メ、株金払込ノ充実ヲ欠」³⁷⁾いていた。鈴木社長は一応前任執行部を「同人等法規ニ通セサルヨリ」³⁸⁾ とかばった。しかし前任執行部は日露戦後の企業ブームの際に簇出した泡沫会社の職業的発起人と共通する欺瞞的な要素を否定しきれず、仙台・松島の資産家多数が彼らの標的となった可能性を指摘したい。3 年 3 月鉄道院に対して「疑問点不尠…監督官庁ノ特別ナル監督ヲ望ム」(院 3A-13-2) との匿名株主の投書あり、5 月末にも「事務員ノ給料其他支払ヲ為サズ小商人ニ迄迷惑ヲ及ボシ居ル…重役ノ不誠実言語道断ナリ。大略如上ノ状態ニテ我等小株主ハ実ニ詐欺ニ掛リタルモノト見做ス」(院 3A-13-2) との深刻な内容の投書が続き、鉄道院では「会社ハ経営紊乱セル由当局ニ投書セル者モ有之候条、同会社現状並将来ノ見込ニ関スル貴官御意見詳細承知致度」³⁹⁾ と知事に調査を指示した。結局社長、専務、常務 3 名による商法違反事件として処理され、関係重役の更迭となり、執行役員 3 名の不正には一切関与しなかった残余の鈴木金興、土屋忠夫、大宮司雅之

輔の3名は「重役及委員会三回相開キ至急経営ヲ進行スルコトニ一決…茲ニ会社主腦ノ改善ヲ決行シ予定事業ノ着手進捗ヲ熱心希望仕居候」⁴⁰⁾と上申した。大宮司らは「松島発展ノ交通機関ニシテ…解散ヲ為サスシテ是非整理ヲ遂ケ事業ヲ完フスベキ」⁴¹⁾との整理・更生を強く主張した。浜田知事も「会社取締役に於テモ事業遂行上ニ関シ奔走中」⁴²⁾と一定の理解を示した。

しかし[表-2]の通り、その後の役員もさほど有力者を網羅できたわけではなく、存続は危ぶまれた。期限内に必要な申請手続が出来なかったため、鉄道院では「会社ハ営業報告書ヲ提出セサルニ付照会数回ニ及フト雖回答ナシ…会社ハ内証絶エズシテ旧社長…外二名ハ会社経営上不正ノ行為アリテ刑罰ヲ課セラレタル事、添付書類ノ通り」[会社ハ事業遂行ノ誠意ナク到底成功ノ見込ナキヲ以テ失効セシメントス]⁴³⁾と厳しく判断し、5年8月11日付で塩釜～松島間8哩00鎖は免許失効となった。⁴⁴⁾

会社は免許失効後も解散せず存続していたようで、大正11年時点では資本金20万円、払込2万円、取締役に富田春之進⁴⁵⁾が加わった程度で、大きな変化はなかった。(要T11, p7)おそらく末期に電気鉄道への転換を志向し、松島電気鉄道への改称もおこなったことから、電気鉄道での再起を模索したものと推測されるが、詳細は未詳である。

5. 松島電車への関与

松島電車の前史部分については前述の通り和久田康雄氏の先駆的研究のほか、『松島町史』における斎藤鋭雄氏の詳細な研究があり、かつ大宮司の本格的な関与が確認できない時期なので本稿では省略した。松島電車は一時的に名目上宮城県営となったものの経営する意思のない軌道事業を元の経営者らが払下げ⁴⁶⁾を受けるために大正13年2月15日宮城郡松島村宇初原に資本金10万円(1/4払込)で設立された。(鉄年, p471)設立時の役員は[表-3]の通りで、発起人ではなかった大宮司も監査役に就任した。しかし好調な時期は長く続かず、昭和2年上期には早くも宮城電気鉄道の「仙台松島間開通ニヨリ南方ヨリノ乗客著シク減少」(資料, p441)して打撃を受けた。3年時点の役員は社長佐々木新助、常務蔵元雄吾、取締役永沢安之助、佐々木源六、富士東七、野田真一、監査役大川松之進、岩淵利右衛門、大宮司雅之輔であった。(鉄年, p471)「自動車ニヨル乗客ノ争奪甚シク」(資料, p451)、5年11月乗合自動車調査を鉄道省に提出(資料, p441)、6年2月24日「定款中自動車ニヨル運輸兼業及広告方法変更ノ件」(資料, p450)を総会で可決、「東北北海道凶作等ノ影響ニヨリテ著シキ観光客ノ減少」(資料, p455)と「今春来自動車営業者ノ増加セルト殊ニ大型乗合自動車運転ニヨリテ乗客ノ大部分ヲ之等営業者ニ奪ハルル現状」(資料, p464)の中、7年8月30日臨時総会を開催し、社長の佐々木新助は「本日ハ近時自動車其他ノ影響ヲ受ケ極度ノ営業不振ニ陥リ、此ノ俾営業ヲ継続スルコト困難ナリタルヲ以テ将来如何ニスベキカラ満堂ニ諮ル」⁴⁷⁾と述べ、自らの「解散ヨリ外ナ

シ」との解散案を提示した。直営自動車営業出願の経過を質問されたのに対して、社長は「会社出願ノ路線ハ既ニ他ノ業者ニヨリ許可サレタルモノニシテ…一路線ニ営業ハ当局ノ許可セサル処ニシテ到底望ナキ処ナリ」⁴⁸⁾と絶望的だと回答した。出席株主の中村綱吉⁴⁹⁾は「会社事業ハ宮城電鉄ノ開通ニヨリ乗客ノ過半数ヲ奪ハレタル事ハ争レヌ事実ニシテ如何ニ設備其ノ他ヲ改良セルモ、到底会社好況時代ノ如キ乗客ヲ吸収スルコトヲ得サルハ明ラカナリ…松島地方ヲ代表シ社長ノ意見ノ如ク解散スルコトヲ最良策ト思フ」⁵⁰⁾と解散に同意した。こうして「解散スルノ意向」(資料, p391)を固めた佐々木社長ら主要重役は8年2月「持株ヲ後継者ニ売渡シ重役ヲ退任」(資料, p391)したため、「勝地ノ運輸機関ヲ失フニ忍ビザル」(資料, p391)蔵元雄吾常務が社長に昇格、後継重役として専務に松田雄一、取締役役に佐々木吉四郎、鶴谷清夫が就任、事業更生を模索した。大宮司も監査役を鈴木新三郎と交代した。しかしその後も欠損が続き、12年下期では借入金が93,883円、未払金が48,548円、小計14.2万円の負債をかかえた。(資料, p476)昭和13年1月宮城県知事は松島電車の近況について「松島海岸定期乗合自動車(大宮司善治経営)出現其ノ他ニ基因シ電車事業ノ経営頗ル不振ニ陥リ、前記購入物件ノ代金モ支払不能ノ状態ニ有之候」⁵¹⁾と報告した。13年1月21日ついに「債務不履行のため…競売処分に付され」(S13.1.25 河北)、松島電車側の内務大臣宛文書では「一債権者ノ不法ナル策動ニ依リ軌道其他ヲ競売ニ付セラレ他ニ落札サルルニ至リ候ニ付、右競落人等トノ間ニ示談開始ノ途端ニ於テ競落人ハ其夜無法ニモ百余ノ人ヲ引具シテ軌条ヲ撤廃シタル為メ電車運転不能ノ状態ト相成候次第、誠ニ遺憾ノ至リニ御座候」⁵²⁾と、競落人の昭和実業側を非難している。

【表-3】 松島電車の役員一覧(設立時)

<p>代表取締役永沢泰吉 972 [古川町大柿, 金銭貸付業(日韓下, p17), 貸金会社員(商信 T3, p10), 大崎水電取締役① 205株(大観, p466), 1,830株主(資料, p408), 東北土地建物取締役(諸 T5 下, p516), 松島電車発起人総代, 仙台軌道発起人, 宮城電気鉄道200株主(町史Ⅱ, p347), 大正13年3月7日死亡(資料, p420), 後継者は鉄蔵(町史Ⅰ, p691)]</p> <p>取締役野田真一 300 [遠田郡南郷村, 農(商信 T15, p13), 1,330.8町歩の地主(町史Ⅰ, p690), 野田合資会社代表社員(諸 M45 下, p574), 大崎水電340株主(資料, p408), 宮城電気鉄道200株主(町史Ⅱ, p347), 昭和7年3月辞任(資料, p462)]</p> <p>蔵元雄吾 275 [遠田郡南郷村, 遠田電気取締役(大観, p468), 大崎水電390株主(資料, p408), 東北杞柳取締役(諸 M45 下, p563), 宮城電気鉄道100株主(町史Ⅱ, p349), 昭和8年社長就任(資料, p391)]</p> <p>富士東七 400 [古川町大柿, 醤油味噌(商信 T15, p16), 大崎水電① 205株, 1,707株主(資料, p408), 宮城電気鉄道100株主(町史Ⅱ, p348), 東北貯蓄銀行取締役(諸 S10 下, p224), 塩釜商会監査役(諸 S10 下, p229), 塩釜商事取締役(諸 S10 下, p229), 昭和8年持株譲渡し退任(資料, p391)]</p> <p>佐々木新助 500 [栗原郡岩ヶ崎町, 214.3町歩の地主(町史Ⅰ, p690), 大崎水電700株主(資料, p408), 栗原軌道発起人・社長, 塩釜海陸倉庫取締役(諸 M45 下, p569), 仙台信託取締役(諸 S10 下, p232), 昭和土地取締役(諸 S10 下, p230), 大正13年3月19日社長就任(資料, p420), 昭和8年持株譲渡し退任(資料, p391)]</p>
--

永沢安之助 1000 [古川町大柿, 金銭貸付業 (日韓下, p17), 240.4町歩の地主 (町史 I, p690), 会社員 (商信 T3, p10), 大崎水電監査役③ 200株, 1,868株主 (資料, p408), 宮城商業銀行取締役 (諸 M45 下, p561), 昭和8年持株譲渡し退任 (資料, p391)]

佐々木源六 1000 [古川町大柿, 薬種和洋酒 (商信 T15, p21), 古川馬車鉄道取締役 (諸 M45 下, p565)・清算人 (県史, p681), 大崎水電監査役 (大観, p466), 2,210株主 (資料, p408), 後継者は「なほ」(町史 I, p691)]

監査役岩淵利右衛門 500 [志田郡三本木町, 164.3町歩の地主 (町史 I, p690), 大崎水電 700株主 (資料, p408), 宮城電気鉄道 200株主 (町史 II, p348)]

大川松之進 300 [遠田郡籠岳村猪岡短台, 農兼貸金 (商信 T3, p5), 128.4町歩の地主 (町史 I, p690), 大崎水電 240株主 (資料, p408), 遠田電気監査役 (大観, p468), 東北実業銀行監査役 (諸 T5 下, p510), 東北実業貯金銀行監査役 (諸 T5 下, p511), 昭和5年12月26日死亡 (資料, p442)],

大宮司雅之輔 100 [[表-1] 参照]

(資料) 松島電車『第一期営業報告書』大正13年7月31日 (『松島町史』資料編Ⅱ所収) を基に会社録等で補足

鉄道省監督局からの問い合わせに対して宮城県知事は「同社ハ営業不振ニテ昭和十三年一月二十二日以降ハ営業休止ノ状態ニテ目下会社解散ノ申請中ノモノ」⁵³⁾と回答した。13年10月20日総会で社長は「本社財産ノ競売ニ付セラレタル顛末及之ニ付帯シタル訴訟事件ノ経過ニ付詳述」⁵⁴⁾した後、「本社ノ事業及工作物一切ヲ宮城電気鉄道株式会社ニ譲渡承認ニ関スル件…満堂異議ナク原案承認ニ決ス…議長会社解散決議ノ件ヲ付議ス。満堂異議無ク解散ニ決ス」⁵⁵⁾と事業譲渡・解散を決めたが、結局「本会社ハ事業ノ不振ヨリ自力ヲ以テ前途ノ営業ヲ継続スルコト困難ナル状態ニ陥リ」⁵⁶⁾松島電車は解散した。この解散劇を見聞した『宮城県史』の執筆者は「地元民は何とか維持せんものと極力努力していたが…売られ行くレールやポールを見送る地方株主達の目はまた格別のものがあつたのを記憶する」(県史, p689)と付記している。⁵⁷⁾

6. 宮城電気鉄道と塩釜文化住宅

大宮司は松島電車に打撃を与え、最終の譲渡先でもあるライバル宮城電気鉄道 (宮電, 現 JR 仙石線)⁵⁸⁾の初代監査役にも就任した。宮電は東北地方で最初の本格的な高速電気鉄道として大正14年6月仙台～西塩釜間、翌15年4月西塩釜～本塩釜間を開業した。終点の仙台駅は地下に構築されたため、短距離ながら地下鉄区間を有する最初の私鉄⁵⁹⁾の栄誉に輝く。そして松島を経て石巻に到達するとともに「東北ノ宝塚」松島遊園・松島劇場を設置した。宮電は「観光客の慰安、娯楽等に就て設備の見るべきものなきを以て、遊園設備の必要を認め」⁶⁰⁾昭和2年8月1日松島遊園を開業した。投資額は34.9万円であった。宮電発行の案内文には「松島遊園 東北ノ宝塚, 松島遊園ハ本社ノ経営ニシテ, 劇場, 食堂, 貸切別館, 浴場, 人形館, 児童遊戯場, 売店等ノ設備アリ。劇場ハ椅子席, 観客一千名ヲ収容シ得ラレ, 五彩ノ照明ハ特ニ誇

ルニ足ル。常設活動写真館ナルモ時折東都一流歌劇，歌舞伎ヲ招シテ特別興行ヲナス。食堂階下ハ二百名内外自由ニ利用出来得ル大食堂ニシテ美味迅速ヲ誇リトシ，階上ハ和洋二室共ニ大宴会場。貸切別館ハ園内一画ニ設ケラレ閑静ノ別天地，専属女中ヲ置ク。各館共，浴室付御家族同伴一日ノ清遊ニ適シ，実ニ東北一ノ極楽境タリ」⁶¹⁾とある。

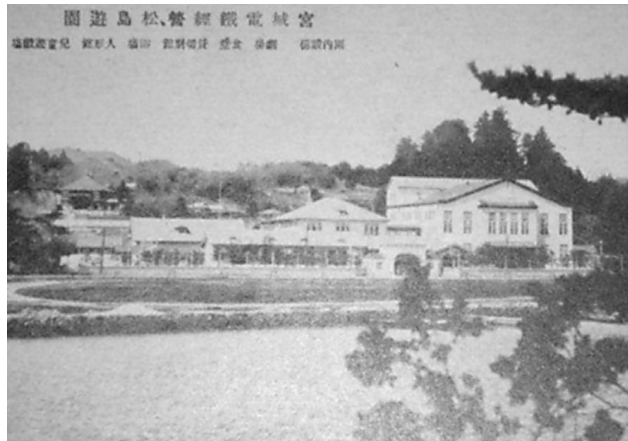


写真-3 宮城電気鉄道経営の松島遊園全景（えはがき，筆者所蔵）

大宮司は宮電重役として松島遊園の設置など地元の要望にそって観光資源の拡充に尽力したが，宮電関係会社の塩釜文化住宅の取締役にも就任した。宮電は塩釜文化住宅の株式を所有し「事業経営の援助をなし居れり」⁶²⁾と報告しているので，大宮司も宮電を代表して取締役に就任していたと考えられる。塩釜文化住宅は塩釜「町内人口の増加著しく商工業者以外は住宅地として適當の場所を要求する状勢」⁶³⁾により「一，土地建物の売買及紹介，二，土地建物の測量設計及工事請負，三，土地の委託経営引渡，四，不動産の担保貸付，五，前各項の業務に関する有利の事業」⁶⁴⁾を目的として大正15年3月塩釜に設立され，資本金12.5万円（払込済）大正15年4月16日事業を開始した。

7. 大宮司善治経営の松島海岸定期乗合自動車

旅館業者によるバス兼営は大正期から全国的に見られた現象⁶⁵⁾であるが，大宮司善治（松島町内59番地）は大宮司善五郎の弟の大宮司太蔵の子（足跡，p84所収），明治31年9月16日松島町内101番の宅地を善五郎より譲受（台帳）し，ここを起点とする乗合自動車を個人経営，大正14年4月10日高城を經由して松島町初原岩清水2番地を終点とする4.4キロの路線免許を得て開業した。⁶⁶⁾善治は雅之輔の一族であり，前述の大宮司合資会社出資社員1,000円出資・有限（商登）として旧松島駅前で観月楼支店を経営（町史Ⅱ，p231），宮城電気鉄道100株

主（町史Ⅱ，p348）となるなど、雅之輔と経営上一体関係にあり、乗合事業も同様に捉えられよう。

昭和2年7月2日松島町内101番地から宮城電気鉄道松島公園駅を終点とする0.6キロを開業し、昭和9年時点では自動車興業費2万円、使用車両、常用2両（シボレーN，1932年、定員各14名）、2路線、計5.0キロの規模であった。^{67）}昭和7年8月30日松島電車の臨時総会で社長は「会社出願ノ路線ハ既ニ他ノ営業者ニヨリ許可サレタルモノニシテ…一路線二営業ハ当局ノ許可セサル処ニシテ到底望ナキ処ナリ」^{68）}と松島電車の自動車営業出願が他者の先行により絶望的だと回答した。昭和13年1月宮城県知事は松島電車の近況について「松島海岸定期乗合自動車（大宮司善治経営）出現其ノ他ニ基因シ電車事業ノ経営頗ル不振ニ陥リ、前記購入物件ノ代金モ支払不能ノ状態ニ有之候」^{69）}と報告した。

大宮司善治の経営する定期乗合自動車は松島町内～旧松島駅4.4キロ、松島町内～松島海岸0.6キロ、2路線計5.0キロ、乗合1人30銭、資本金2万円、車両数5の規模^{70）}であったが、同業者である松山人車軌道^{71）}、金華山自動車^{72）}などとともに「時局の切迫とともに、車両・燃料・資材の統制強化によって…経営は困難となりつつあったので」^{73）}、昭和17年8月戦時統合の北上地区統合方法として指示された方向にしたがって「国策にそうべく合併の決意を固め」^{74）}、昭和20年6月金華山自動車、千葉自動車とともに仙北鉄道に買収された。^{75）}しかし買収後の松島海岸等のバス路線は「時局ニヨル資材ノ規制等ニヨリ、運転休止若クハ回数減少セラレ、交通上多大ノ不便支障ヲ来シ居ル」（資料，p1312）状態であった。なお大宮司善治は昭和30年8月5日大宮司合資会社の持分の全部を大宮司雅一郎に譲渡して退社した。（商登）

8. 仙台市街自動車

仙台市街自動車は伊勢久治郎^{76）}らにより、大正8年8月資本金20万円で仙台市裏五番丁19に設立され（要T11，p12）、11月10日銀バスの愛称で仙台駅を中心に大学病院前、長町駅前まで7.7キロを開業した。^{77）}

大宮司は当初から仙台の同業者の大泉梅治郎と仲良く仙台市街自動車監査役を兼務していた。（諸T9下，p253，要T11役中，p37）また同社取締役の佐藤熙治は大宮司と同じく青葉銀行監査役（要T11，p2）であり、同社監査役の富田春之進も前述の松島電気鉄道元常務であったから、こうした仙台財界の人脈から大宮司も設立当初から同社に関与したものであろう。このころ大宮司は宮電や青葉銀行など仙台市に本拠があるいくつかの企業に関係して毎日のように宮電で仙台に出向き、仙台市内の枢要地にも地所を保有するなど仙台への関与を強めつつあったと考えられる。

仙台市営の軌道と激しく競争していた同社は昭和5年7月油屋熊八の亀の井自動車が創始

した「別府の遊覧バスにヒントを得」(市交, p19)「仙台に、最短時間に、経済に、しかも充分に遊覧をなし得る」⁷⁸⁾ 仙台市内を回遊する遊覧バスを開始した。遊覧経路図の赤線のコースを亀の井流に「女車掌の説明で史実は勿論、物産に至るまで詳細に紹介した」(市交, p19) ため遊覧の団体客が殺到した。昭和 12 年 3 月 29 日仙台市議会は仙台市街自動車買収の件を可決し、昭和 17 年 6 月 26 日市議会で買収案を可決、同年 7 月 1 日仙台市が 33 万円で買収⁷⁹⁾、8 月 21 日仙台市営バスとして発足した。(市交, p145)

9. 松島湾汽船

松島湾汽船は大宮司が大正 4 年の業者統合時から取締役として関与し、子息の勝五郎も昭和 42 年まで取締役を務めた現在も盛業中の地元企業(現松島湾観光汽船)であり、社史も発行されている老舗である。社史によれば松島湾汽船の起源は明治 41 年 5 月 1 日柴田末松(塩釜町)が設立した松島遊覧合資会社と、明治 44 年 4 月小野彦左衛門[塩釜、廻漕業・船具商]らが設立した塩釜遊覧株式会社⁸⁰⁾とが激的な競争を展開したことに由来する。(航跡, p28) 宮城県は「県に於て巡航船を建造し定期に定所を遊覧せしむる計画を立て」(公園, p171)、松島遊覧汽船合資会社と宮城県が設置した松島パーク・ホテルの経営受託者の北村重昌(東京市京橋・精養軒主)と契約により「宮城県ヨリ貸付セラル巡航船ヲ提供シテ遊覧汽船合資会社ノ汽船ト合同シ、宮城県指定ノ航路ノ巡航事業ヲ経営スルコト」「汽船合資会社ノ側ヨリ社長、北村側ヨリ支配人・監査役各一名ツツヲ選出スルコト」(県庁 T2-0046)を義務付けるほど、松島の遊覧船に執着していた。こうした県の意向と両社の共倒れを懸念した第八銀行頭取山田久右衛門⁸¹⁾の仲介(航跡, p28)により、大正 4 年 9 月に資本金 10 万円、払込 2.5 万円の「旅客貨物ノ運送、汽船和船賃貸曳船業」(帝 T5, p11)を目的とする松島湾汽船株式会社が創立された。大正 5 年時点の本社は宮城県塩釜町 392、役員は第八銀行 = 大正信託系統の役員や塩釜水族館役員が多くを占めた。(諸 T5 下, p523) 大宮司と交流のあった同業者の大泉梅治郎が第八銀行と大正信託の取締役を兼ねるなど山田頭取と密接な関係にあったという関係もこの統合に影響したと考えられる。昭和 19 年塩釜機帆船、22 年松島湾汽船、43 年 8 月松島湾観光汽船と改称、この間大宮司勝五郎は昭和 22 年まで松島湾汽船の監査役、昭和 23 ~ 42 年取締役の地位にあった。(航跡, p72) 46 年 6 月東武鉄道の傘下となった。⁸²⁾

むすび

本稿は大宮司雅之輔という松島の有力旅館経営者が本業で施設を増強して客層を異にする三館を経営して松島で確固たる地位を構築する傍ら、松島への観光客を輸送する軽便鉄道、電気

軌道、内燃軌道、高速鉄道、遊覧船、自家用モーターボート、乗合自動車等、ほとんどすべてのタイプの各種交通機関の発起・出願・経営・再建・譲渡等の各段階に深く関与した背景を追究しようとした。彼が相互に競争関係⁸³⁾にある数種の交通機関に同時に関与する行為は、一見取締役の忠実義務・競業避止義務に抵触しかねない様相をも呈しているともいえよう。少なくとも自己の投資先事業に打撃を与えかねない競合事業を自ら発起することは経済合理性に反するにもかかわらず、大宮司は自己が深く関与していた松島電車の乗客を奪うライバルの宮城電気鉄道、大宮司自動車の創設にも関与し松島電車の破綻を黙認するがごとき微妙な立場にたつこととなった。現在の大宮司家において子孫が抱えている「自分の商売のことよりも地域の人のためを思っていた人」との大宮司雅之輔像と重ね合わせると、恐らく松島への観光客の総数を拡大し、地域を活性化したいとの大命題の下で、彼は自己の相矛盾するがごとき行動を正当化していたのではなかろうか。つまり彼の交通機関への数多くの関与はリターンを期待した投資行動という経済的動機というよりはむしろ、経営協議会で披露した彼の宿願であり、「仙台と松島は一身同体である」(発展, p324)との広域的な観点から旅館業者の団結と観光振興を推進した「仙松興隆会旨意書」⁸⁴⁾の中にも謳った「地方の発展は即ち旅館業発展の源泉なり」(航跡, p37)との哲学に基く、松島観光振興策への彼なりの寄与・貢献という意識に立脚していたものと考えられる。彼が旅館業者を代表する位置付けにあり、松島の観光産業の中心的な立場にあったことから当然の判断であったかも知れない。

確かに大宮司の決断は芭蕉にとって憧れの目的地であった松島の交通接近条件の飛躍的改善に大きく貢献し、入込客数を増大させた反面、仙台から僅か1時間以内で到達可能な観光地となった松島を単なる一通過地に変え、同地での宿泊需要を他地域に移転させる逆作用⁸⁵⁾をももたらした可能性もあったと考えられる。明治末期の宮城県は松島の「俗悪ナル市街ヲ改正シテ…慰安娯乐的ノ各種施設ヲ完成シテ幾多ノ観光者ヲシテ雄麗ナル風韻ニ接セシムルト同時ニ、数日間安ムシテ探勝セシメムトスルモノ」(県庁 T2-0044)との「松島公園経営案」を立案したが、現時点においても諸外国からの観光客を受け入れる長期滞在型観光地としての一層の魅力の向上策が喫緊の課題であることはいうまでもないだろう。今後関係各位のご尽力により、ブルーノ・タウトなど著名人が署名した宿帳や大宮司雅之輔直筆の日記類などの旅館経営に関する貴重な大宮司家所蔵史料の整理・公開がつつがなく成就し、彼の果たした偉大な役割の解明が促進されることを祈念して筆を擱く。

注

- 1) 安藤荒太『避暑漫遊案内』矢尾弘文堂，明治36年，p170
- 2) 本稿では頻出資料の宮城県庁行政文書を単に県庁と略したように，以下の略号を使用した。[宮城県公文書館所蔵文書・宮城県庁行政文書] M18-0042…[明治十八年 宮城郡諸営業人名簿 乙]，M43-0202…[明治四十三年 農商工 山林 松島公園・保安林]，T2-0044…[大正二年 公園 松島公園・パークホテル建築・観瀾亭修繕二ノ一]，T2-0046…[大正二年 農商工・山林・松島公園・雑二ノ二]，T2-0097…[自明治四十三年至大正二年松島公園経営協議委員会関係書類]，T10-0068…[松島軌道図面]，T12-0004…[大正十二年農商工水産組合・銀行・商工業]，T15-0194…[大正十五年鉄道軌道 松島軌道] / [国立公文書館所蔵公文書] 院3A-13-2…[鉄道院文書 松島軽便鉄道] (47 運輸)，内3C-27-763…[内務省文書 大正十三年～昭和十四年宮城松島電車] (48 建-4-1～2)，司法…[所轄検事正報告] 司法省法務局刑乙第八七四四号，大正4年8月3日 (前掲『鉄道院文書 松島軽便鉄道』所収) / [新聞] 中外…[中外商業新報，河北…[河北新報] / [会社録] 諸…[日本全国諸会社役員録] 商業興信所，日韓…[日韓商工人名録] 明治41年，実業興信所，商信…[商工信用録] 東京興信所，人事…[昭和九年版 日本人事名鑑下] / [年鑑類] 大観…[電気大観] 大正5年，鉄年…[帝国鉄道年鑑] 昭和3年，鉄軌…[地方鉄道軌道営業年鑑] 鉄道同志会，昭和4年，鉄百…[和久田康雄ほか編『鉄道百年略史』鉄道図書刊行会，昭和47年 / [観光] 発展…[実業之世界 東北発展号] 明治44年11月，要録…[旅館要録] 明治44年，人事興信所，松島…[松島大観] 大正2年，公園…[松島公園経営報告書] 大正4年，宮城県内務部，鉄旅…[鉄道旅行案内] 大正5年 (鉄道院)，大正13年 (鉄道省)，略史…[運輸省鉄道総局観光課『日本ホテル略史 (正)』昭和21年12月，名鑑…[昭和5年版『全国都市名勝温泉旅館名鑑』日本遊覧旅行社，昭和5年8月，市交…[仙台市交通局三十年史] 仙台市交通局，昭和31年，航跡…[80年の航跡] 松島湾観光汽船，昭和63年，雑記…[ブルーノ・タウト著篠田英雄訳『日本雑記』中央公論社，平成20年，再発見…[ブルーノ・タウト著篠田英雄訳『日本美の再発見』岩波新書，1961年増補改訂版，足跡…[堀野宗俊『松島への足跡』瑞巖寺宝物館，平成18年，白鷗Ⅰ…[堀野宗俊『白鷗樓文庫』第一部，瑞巖寺博物館，平成2年，白鷗Ⅲ…[堀野宗俊『白鷗樓文庫』第三部，平成9年，瑞巖寺，年鑑…[日本観光年鑑] 昭和32年，東北…[最新旅行案内2 東北] 日本交通公社，昭和36年 / [自治体史] 県史…[宮城県史 第5] 地誌・交通史，昭和35年，資料…[松島町史] 資料編Ⅱ，平成元年，町史Ⅱ…[松島町史] 通史編Ⅱ，平成3年 / [その他] 商登…[商業登記簿，台帳…[旧土地台帳]
- 3) 松島パークホテル創設過程は前掲『松島公園経営報告書』に詳しい。
- 4) 汀雄「東北巡記 (二十) 松島より福島」大正6年10月19日～11月10日中外連載
- 5) [松島案内] 大正8年4月桜井非常吉印刷・発行。①「開業明治十年，和洋，二階三階建客間十八，定員百二十名」(要録，p74) の* B 塩釜ホテルの館主は和洋食割烹・松島金華山遊覧船仕立の斎藤民治 [塩釜水族館取締役 (諸 T5 下，p529)]，②「開業三百年前，十一代継統和風二階建客間十」(要録，p74) の* B 海老屋は海老藤蔵 [海産物問屋兼肥料販売 (日韓下，p18)]，③「開業凡三百年，和風二階建，新築増設中」(要録，p74) の* B 太田屋は太田与八郎 [塩釜，仙台味噌醤油醸造 (日韓下，p18)] の経営 (日韓下，p18～9)
- 6) 松島電車に関する先行研究は和久田康雄「松島電車」(『失われた鉄道・軌道を訪ねて (45)』『鉄道ピクトリアル』361号，昭和54年5月，p58～62) であり，筆者が大宮司の存在を初めて認識したのも同論文である。
- 7) 老川慶喜監修・解説『東亜英文旅行案内』鉄道院，大正3年発行，エディション・シナプス (モダン・ツーリズム・ライブラリー) 復刻，平成20年
- 8) 以下の日記④増補改訂版には訳者の篠田英雄氏による「実は四度目である。タウトは一九三三年十一月十八日，同二十三日および翌三四年二月二十三日に観瀾亭を訪れている」(増補改訂版，p113) との訳者注記がある。タウトが一九三三年十一月から三四年三月まで仙台地方に在住した際に，観瀾亭訪問と同様に，松島ホテルを上記の二度のほかにも利用した可能性はあろう。
- 9) 昭和33年3月26日商工部長宛松島公園事務所長連達
- 10) 鎌倉海浜院ホテルは昭和20年8月30日進駐軍に接収され (『日本のホテル小史』，p194)，米軍接収中の昭和21年1月3日「午後八時別館出火，二階建一三〇坪焼失，損害百万円 (一月五日付朝日)」(『日本ホテル略史 続』，p44) と報じられた。また宮島ホテル (佐伯郡巖島町) は明治42年1月設立，旅館料理業，資本金30万円，払込15万円，積立金2,050円，利益3,766円，配当率4%
- 11) 12) 野崎左文『改正 漫遊案内』明治30年7月，p338
- 13) 「大宮司善五郎墓碑銘」(足跡，p84 所収)
- 14) 「発起人ノ資産身上ニ関スル事項」上記2)の宮城県公文書館所蔵文書(以下同様につき県庁と略) T12-0004

- 15) 武者武(松島町内5番地)は大宮司雅之輔の実父・武者円蔵の関係者、大正14年4月3日設立の大宮司合資会社出資社員1,000円出資・有限(商登)、昭和14年8月6日死亡(商登)
- 16) 大宮司きく(松島町内83番地)は明治4年宮城県志野九吉の長女に生れた。(人事、タ p55) 志野家は劍持家とともに野蒜を代表する有力者であったが、明治前期の野蒜築港の壊滅で大きな打撃を受けた。大正14年4月3日設立の大宮司合資会社出資社員5,000円出資・有限(商登)、昭和20年4月10日持分の全部を大宮司イネに譲渡して退社(商登)
- 17) 大宮司家に伝わる話として大宮司雅之輔が関与していた県下の某銀行が大正末期に取付を受けた際、他行からの救済資金導入に雅之輔が頼まれて保証人の印を押した。本来責任を負うべき主要役員であった数名は何らかの策を弄して、気が付いてみると雅之輔一人が巨額の借金を背負わされる形となり、彼が仙台市内に所有していた広大な地所はことごとく私財提供させられる羽目に陥ったという。このままでは家業の老舗旅館の経営も人手に渡る危険があるため、親族が集まり相談した結果、渦中の雅之輔を抜いた合資会社を新設して、家業だけを守ることとなったという。そのため大正14年4月3日設立の大宮司合資会社の出資社員には中心人物の雅之輔の名前がない。この伝承についての確認は他日を期したいが、関連する部分の筆者前稿「一県一行主義による当局主導の強圧的銀行統合の弊害」は修正しておきたい。
- 18) 「事業計画書及図面」明治44年12月29日、県庁 T2-0044
- 19) 「案一」内務部長、明治43年2月17日県庁 T2-0097
- 20) 協議委員は「多数有識の士に諮るの必要」(公園, p17) から水沼政哉(塩釜)、松原禅礎(松島、瑞巖寺住職、宮城電気鉄道200株主)、早川智覚[宮城郡七郷村、宮城県土木課長から早川組を設立、明治36~40年第4代仙台市長、仙北軽便鉄道監査役(諸 M45 下, p570)、宮城県農工銀行監査役(諸 M45 下, p560)、仙台商工会議所特別議員、第二部常設委員)、齊藤善右衛門[前谷地、会社員(商信 T3, p18)、多額納税者]、×橋本忠次郎[仙台、不諾、請負、第二師団用達業(日韓, 下 p18)、株式合資会社橋本店代表社員(諸 M45 下 p563)、佐々木栄介[遠田郡田尻町、農兼会社員(商信 T3, p21)、宮城県農工銀行取締役(諸 M45 下, p560)、大泉梅次郎[仙台市国分町3丁目、旅人宿(日韓, 下 p12)、大泉本館・仙台ホテル・塩釜ホテル館主(要録, p73)、仙北興隆会代表(航跡, p37)、大正信託取締役(諸 T5 下, p522)、仙台座取締役(諸 T5 下, p532)、仙台市街自動車監査役(要 T11, p12)、大泉賀治郎(仙台)、矢野顕蔵(仙台、第四部常設委員)、一力健治郎[仙台市東三番丁、文久3年10月生、平民、市会議員、県会議員(『四民便覧』明治28年 p35)、仙台市大町四丁目の宮城貯蓄殖林社長(諸 M28, p355)、仙台米穀生糸株式取引所理事(商工 M31, p20)。明治30年「一切の公私職を抛ち」河北新報を経営(仙台日日新聞連載「宮城県内三万円以上資産家」[資産家地主総覧 宮城編] p126 所収、河北新報社長)、賀川修次(仙台)、小原保固(仙台、仙台日々新聞社長)、中村小治郎(栗原郡岩ヶ崎)、及川仙兵衛[塩釜、運送(商信 T3, p4)、旭運送店(日韓, 下 p18)、塩釜築港を推進(発展, p293)、白石広造[塩釜、「石浜の殿様」(発展, p326)と称される遠洋漁業・捕鯨・運送の白石商会主(発展, p320~1 広告)、金華山漁業社長(諸 M45 下, p567)、仙台米穀取引所監査役(諸 M45 下, p571)、塩釜倉庫社長(諸 M45 下, p570)、塩釜水族館取締役(諸 T5 下, p529)、北上株式会社監査役(諸 T5 下, p526)、潜ヶ浦石材代表取締役(諸 S10 下, p232)、田代進四郎(仙台、第五部常設委員)、小野平一郎(仙台)、三木隆太郎(仙台)、小栗勝四郎(仙台)、大宮司雅之輔(松島)、武田吉平[亘理町、酒造(商信 T3, p9)、商業貯金銀行取締役(諸 M40, 下 p506)、不動産業株式会社監査役(諸 T5 下, p524)、高橋熊太郎[利府村、宮城殖林取締役(諸 M40, 下 p512)、第三部常設委員]など「有識の士」(公園, p17)に囑託した。県側の幹事は事務官補の高城畊造(理事官を経て仙台市助役、東洋醸造取締役・支配人、齋善家経営の仙台信託取締役支配人、昭和土地社長、宮城電気鉄道監査役)と技師の馬場得枝(公園, p18)×印の橋本忠次郎のみ不諾
- 21) 「松島鉄道ニ関スル意見」部長、明治43年2月17日県庁 T2-0097
- 22) 大宮司の提案通り、国鉄東北本線の岩切~陸前山王~品井沼間の海岸線が開通したのが昭和19年11月、さらに塩釜~現松島間の複線化が完成し、旧線が廃止され、国鉄松島駅が現在の場所に開業したのは昭和31年であった。(町史 II, p252) (鉄百, p282, 340では昭和37年4月)しかし現在のJR松島駅でさえも松島観光の拠点としては中心地区と距離がありすぎ、仙石線の松島海岸駅の利便性とは比べ物にならない。
- 23) 「所要土地買取ニ関スル件」明治43年12月22日県庁 T2-0044
- 24) 「所要土地買取ニ関スル件」明治44年1月7日県庁 T2-0044
- 25) 馬場得枝は宮城県技師時代にパークホテルの建築に関与した人物で明治45年5月27日白鷗樓の庭園でヤン・レット、宮城県知事寺田祐之、精養軒主・北村重昌らとの記念写真をとっている。昭和13年では松島電

- 車株主として総会議事録に署名（資料，p397）
- 26) 28) 29) 「松島公園区内土地買収ニ関スル応答」，明治44年1月6日県庁T2-0044
- 27) メトロポールホテルは明治38年「平塚延次郎メトロポール・ホテルを買収，資本金二十万円の株式会社となし，従来支配人は外国人なりしを改め初めて米国法律学士山中光次郎を採用」（略史，p61）した。（重松敏雄『ホテル物語』平成元年8月，p118参照）なお『松島公園経営報告書』にも「東京有数の東京『ホテル』が閉業せし状態に在る」（公園，p192）と記すなどパークホテルを抱える宮城県当局はホテル事情に多大の関心を払っていた。
- 30) 31) 「松島電車軌道延長ニ関スル件」大正15年1月9日，県庁T15-0194
- 32) 「軽便鉄道敷設出願者加名願」明治45年3月28日，院3A-13-2。遊佐寿助（塩釜）は業種商・さふらん湯本舗・一貫堂（発展，p320～1広告）
- 33) 34) 知事進達書，明治44年12月14日，前掲院3A-13-2
- 35) 『鉄道院年報』大正3年，p167
- 36) 「工事施行認可申請延期願」大正2年3月5日，前掲院3A-13-2
- 37) 38) 41) 鈴木社長「上申書」大正4年6月5日前掲院3A-13-2
- 39) 「宮城県知事宛照会（原案）」大正3年6月前掲院3A-13-2
- 40) 「上申書」大正4年5月20日，前掲院3A-13-2
- 42) 鉄道院宛知事回答大正4年12月13日，前掲院3A-13-2
- 43) 「松島軽便鉄道工事施行不認可ノ件」大正5年8月2日，前掲院3A-13-2
- 44) 『鉄道院鉄道統計資料』大正5年，監督p5
- 45) 富田春之進は仙台市国分町28，湯屋営業，大正2年9月11日松島軽便鉄道初代取締役役に就任（商登），社長，常務とともに引責辞任，大正11年では松島電気鉄道取締役，仙台市街自動車，岩手鉱業各監査役（要T11役上，p115），東北商工監査役（諸S10下，p235）
- 46) 同様の営業譲渡例として京阪に吸収合併される琵琶湖鉄道汽船の湖南鉄道部を元経営者が継承すべく新設した受皿会社・八日市鉄道がある。
- 47) 48) 50) 68) 「第十七回定時株主総会決議録」昭和7年8月30日，内3C-27-763
- 49) 中村綱吉（松島町高城）は昭和3年調査では32.2町歩の大地主，「金貸」（町史Ⅱ，p338），松島町会議員，松島電車20株主，宮城電気鉄道150株主（町史Ⅱ，p347），黒川軌道発起人（町史Ⅰ，p700），宮城養魚監査役（諸S10下，p238）。なお美術品コレクターとしての大宮司雅之輔が「はり合って集められた」（白鷗Ⅰ，p3）のが41.5町歩の大地主（町史Ⅱ，p338）である松島観光ホテルの中村万寿社長であった。
- 51) 69) 「松島電車軌道撤去ニ関スル件報告」昭和13年1月28日内務省土木局長宛宮城県知事文書，内3C-27-763
- 52) 「電車運転休止許可申請書」昭和13年1月25日，内3C-27-763
- 53) 「昭和十三年度軌道統計報告書ノ件」昭和14年3月15日，県庁T10-0068
- 54) 55) 「定時及臨時株主総会決議録」昭和13年10月20日，内3C-27-763
- 56) 「理由書」昭和13年11月4日，内3C-27-763
- 57) ただし斎藤鋭雄氏はレールは現地にそのまま留置されたと解して「この点『宮城県史』5の記述は正確とはいえない」（町史Ⅰ，p699）との意見を述べている。
- 58) 宮城電気鉄道は拙稿「宮城電気鉄道の設立動機と設備金融―親会社高田商会の破綻と生保融資―」（『鉄道史学』第3号，昭和61年7月参照）
- 59) 日本最初の東京地下鉄道の浅草～上野間は昭和2年12月開業
- 60) 62) 63) 64) 東京市政調査会『本邦地方鉄道事業ニ関スル調査』昭和7年，p172～173。塩釜文化住宅役員は取締役阿部秀逸 [中津山村，農兼倉庫（商信T15，p18），石巻製氷取締役（諸T5下，p516）]，大宮司雅之輔，添田武（塩釜倉庫監査役），三浦禎吉，丹野六右衛門 [塩釜，海産物問屋・肥料（日韓下，p18）]，監査役坂定義（塩釜瓦斯監査役），松岡時秀 [七十七銀行計算課長（諸T5下，p515）]（諸S10下，p229）
- 61) 「宮城電気鉄道株式会社 沿線案内」大正14年6月以降，宮城電気鉄道発行
- 65) 大正14年時点で「四名ノ旅館業者…夏季自動車ノ共同兼営ヲ為ス」（資料，p378）とされ，現在松島海岸駅，松島駅と提携旅館を結んでいる「松島循環バス」（松島国際観光）もこの系譜に属するタイプであろう。
- 66) 67) 70) 鉄道省編纂『全国乗合自動車総覧』昭和10年，鉄道公論社，宮城，p21
- 71) 松山人車軌道は大正11年5月特許，同年8月資本金2万円で志田郡松山町に設立され，松本善右衛門 [松

- 山町千石、銘酒「松緑」酒造業・兼生糸繭（商信 T15, p15）、松島電車 50 株主（資料, p425）が社長に就任したが（鉄年, p477）、昭和 4 年松山駅～千石間の人車軌道を廃止し乗合自動車に転換、大半の路線は陸前乗合に統合された。（『宮城バス社史』昭和 45 年, p32）
- 72) 金華山自動車は大正 11 年に金華山軌道として設立され、従前の牡鹿軌道の石巻（湊）～渡ノ波間の軌道を買収、大正 15 年 7 月金華山軌道の渡ノ波～女川間を部分開通、女川港からの金華山航路に接続した。金華山軌道の廃止後、金華山自動車に改称した。（前掲『宮城バス社史』, p31）
- 73) 74) 『宮城バス社史』宮城バス, 昭和 45 年, p24
- 75) 『バス事業五十年史』昭和 32 年, p902
- 76) 伊勢久治郎（仙台市南材木町）は広瀬電力取締役（要 T11 役上, p17）
- 77) 「社史 仙台市交通局」『バス事業五十年史』日本乗合自動車協会, 昭和 32 年, p970。ただし本文では開業は大正 8 年 7 月 30 日（p71）
- 78) 「仙台遊覧自動車 案内」昭和 5 年以降, 仙台市街自動車発行
- 79) 『昭和史とともに 仙台市電』仙台市交通局, 昭和 51 年, p187～8
- 80) 別資料では松島湾内の遊覧船事業を目的とする松島遊覧汽船合資会社として塩釜町に資本金 1 万円で設立され、代表社員は柴田末松（塩釜町）（諸 M45, 下 p575）なお松島湾観光汽船では「古い資料が昭和 35 年のチリ地震津波で流出」（航跡, p108）したこともあって、戦前の役員就・退任が掲載されず、大宮司の具体的な関与は未解明である。
- 81) 山田久右衛門（仙台）は仙台米穀取引所監査役（諸 T5 下, p530）、仙台染織取締役（諸 T5 下, p532）
- 82) 東武鉄道は 38 年 1 月松島ヘルスセンターを経営する松島観光開発を傘下におさめ、松島タワー、松島海浜ホテル、金華山観光ホテル等を順次開業した。（『東武鉄道百年史』平成 10 年, p304）
- 83) 明治 41 年 6 月資本金 3.5 万円で石巻町に設立された「リ印」龍丸合資は社長は木村亀吉〔協同倉庫合資業務執行社員（日韓下, p13）、北上株式会社監査役（諸 T5 下, p526）〕、支配人西条芳三郎〔石巻製氷取締役（諸 T5 下, p516）〕、塩釜派出所主任赤間源助（諸 M45 下, p573）、所有船舶は明治 38 年には女性船主・木村トヨ〔陸前国牡鹿郡石巻町本町、回漕業兼銀行特約倉庫業・ヤマ木、所得税 3.0 円、営業税 29 円 8 錢 8 厘（『日本全国商工人名録』明治 32 年な, p12）〕が所有していた金龍丸、弁龍丸、一龍丸、神龍丸（『日本船名録』明治 38 年, p524）を含む汽船 11 隻を所有（発展, p320～1 広告）して「塩釜石巻気仙沼間其他三陸沿岸定期航海」（発展, p320～1 広告）を運営し、「塩釜には石巻を根拠とする龍丸汽船会社ありて汽車との連絡を保ちたるにより、石巻方面の旅客は殆ど此汽船を利用」（公園, p219）していた。しかし大正元年仙北軽便鉄道小牛田～石巻間の「開通後は旅客激減の為、該汽船会社は解散の悲運に遭ひ、為に塩釜に出つるものを減した」（公園, p219）事例がある。
- 84) 『実業之世界』明治 44 年 11 月号に仙台・松島一体論（発展, p324）を投稿した大泉林之丞（仙台市国分 53）は大泉梅次郎とともに 56 年前から「旅宿」（商信 T15, p5）を共同経営する仙台ホテルの館主（名鑑, p130）であり、彼の論旨は大宮司＝大泉梅次郎らの「仙松興隆会」の明治 39 年「旨意書」とほぼ同趣旨と解している。
- 85) 大正 3 年時点でも「松島の夜の無趣味なる」ため「松島宿泊人の平均は…其く遊覧客>の一割強に過ぎず」（公園, p225）と問題視されていたが、現在でも観光客入込数に対する宿泊客数が半分以下だとして同様に問題視されている。（町史 II, p297）